

香川県県産木材の供給と利用の促進に関する条例（仮称）（素案）について
提出されたご意見とそれに対する考え方

問い合わせ先

県議会事務局 政務調査課

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話：087-832-3680/FAX：087-831-3384

E-mail：gikai@pref.kagawa.lg.jp

平成29年10月12日から平成29年11月13日までの1か月間、香川県県産木材の供給と利用の促進に関する条例（仮称）（素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、個人の2名から4件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する考え方とあわせて以下に示します。

なお、案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉

個人 2名

〈提出されたご意見の数〉

基本理念と施策に関すること 3件

用語の定義に関すること 1件

ご意見等の概要	ご意見等への考え方
（目的） 山間部での森づくりに加え、平野部での森の公園等の整備が必要だと思ふ。	1条に「県産木材の適切な供給及び利用を通じた森林の適正な整備を図る」旨を規定しています。
（定義） 香川県内で育った木であれば仮に他県の製材所で製材されても、それは立派な「香川県産材」といえると思ひます。また、他県で生えていた木を香川県内の製材所で木材に加工したものは「香川県産木材」とは呼ばないということにすべきだと思ひます。 誤解を生みやすい表現のように思ひますので、変更してはかがでしょうか。	2条の用語の定義において、誤解が生じないよう「香川県内の森林で生産された原木及びこれを原材料として製造された木材をいう。」という表現に変更しました。
（基本理念） 環境問題を好循環へと導くような植樹が推し進められることを望む。	3条に「関係事業者の持続可能な事業経営の仕組みが構築され、ひいては県産木材の好循環の創出が図られる」旨を規定しています。
（利用の促進のための措置） 木造住宅が増えることを望むが、防火対策は大丈夫だろうか。（建築資材等の開発も進んでいるようだが）	現在、木質耐火部材の開発が進められており、条例にも9条に「県産木材の新たな用途の開発に関する」措置を講ずるよう規定しています。